

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(11)	観光関係事業の取扱いについて(その2)
調整方針(案)	(4)観光関係施設の管理運営については、合併時に施設の管理運営の考え方(経費負担のあり方等)の統一を図る。 なお、合併後に、指定管理者制度の趣旨に基づく公募による民間事業者の活用等、住民サービスの向上、経費の縮減等の方策について検討を行う。

所管部会・分科会 商工観光部会 観光分科会

観光関係施設の管理指定(委託)の現状 平成16年4月現在

市町名	酒田市	八幡町	松山町	平田町		調整方針
指定管理者 (管理受託者)	酒田観光物産協会	鳥海八森観光株式会社	松山町観光開発株式会社	田沢新田自治会	小林温泉管理組合	<p>観光関係施設の管理運営については、以下の考え方(経費負担のあり方等)の基本方針に基づき、適切な管理運営を行う。</p> <p>基本方針 外部団体に観光関係施設(収益施設)の管理を行わせる場合においては、指定管理者制度、利用料金制度の趣旨に基づき、施設の大規模な修繕等を除き、原則として施設の管理運営全般を指定管理者に委ねる。</p> <p>ただし、地理的条件等により収益性が低い等の理由で、合併後ただちに基本方針を適用することが困難な場合は、当面現行の管理方法を用いながら原則の適用に向けて努力する。</p> <p>指定管理者制度の趣旨に基づき、住民サービスの向上、経費の縮減等の方策について、合併後に、多方面からの検討を加える。</p>
管理施設名 (略称・愛称名)  観光所管以外の管理施設を含む。	・観光物産館 (酒田夢の倶楽)	・八森温泉ゆりんこ ・地域資源活用総合交流施設(鳥海山荘) ・鳥海高原家族旅行村 ・八森自然公園	・広域総合交流促進施設(眺海の森さんさん) ・生産物直売所(ぐるぐるグリーン) ・松山スキー場 ・眺海の森天体観測館(コスモス童夢)	・ふれあい研修施設(森の家)	・健康増進施設(小林温泉)	
業務内容	各種観光誘客事業及び観光物産品の振興 ・観光誘客のための広報宣伝及びイベント開催 ・観光物産品の振興 ・観光拠点施設の管理業務等	ゆりんこ等の管理業務を中心とした観光振興	さんさんの管理業務を中心とした観光振興	森の家の管理運営	小林温泉の管理運営	
委託料 (16年度予算額)	-	18,000千円 〔八森自然公園、鳥海高原家族旅行村緑地樹木管理委託料〕	16,000千円 〔さんさん、ぐるぐるグリーン、スキー場施設管理委託料〕  1,680千円 〔コスモス童夢施設管理委託料〕	1,540千円 〔森の家施設管理委託料〕	1,300千円 〔小林温泉施設管理委託料〕	
備考 (その他市町直接管理の観光施設)	さかた海鮮市場					

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(11)	観光関係事業の取扱いについて(その2)
調整方針(案)	(4)観光関係施設の管理運営については、合併時に施設の管理運営の考え方(経費負担のあり方等)の統一を図る。 なお、合併後に、指定管理者制度の趣旨に基づく公募による民間事業者の活用等、住民サービスの向上、経費の縮減等の方策について検討を行う。

所管部会・分科会	商工観光部会 観光分科会
----------	--------------

指定管理者制度、利用料金制度の概要

<p><u>「指定管理者制度」とは</u></p> <p>平成15年6月の地方自治法の一部改正により、「公の施設」の管理を「法人その他の団体」に行わせようとするものであり、その対象は株式会社など民間事業者等が広く含まれるとともに、法人格は必ずしも必要としない(ただし個人は不可)。</p> <p>これまで「公の施設」の管理は、適正な管理を図る観点から、地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体に限定した「管理委託制度」をとってきたが、民間の能力を活用しつつ、多様化する住民ニーズに対応した効果的、効率的な公の施設の管理を行うことにより住民サービスの向上を図るとともに、行政コストの縮減等を図る観点から、民間事業者にも広く門戸を広げる「指定管理者制度」が創設された。</p> <p>指定管理者制度は、管理委託制度と異なり、「使用の許可」などの公の施設の管理権限を含めた委任(管理代行)であり、条例の範囲内で自らの判断で施設管理を行うことができる。</p> <p><u>「利用料金制度」とは</u></p> <p>平成3年4月の地方自治法の一部改正により導入された制度で、「指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(利用料金)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。」と規定している。施設管理団体(以下「団体」という)の自立的な経営努力を発揮しやすくし、地方公共団体と団体の会計事務の効率化を図るため創設された。</p> <p>それまで、地方公共団体の収入として団体経営に無関係であった料金収入が、団体の収支に反映されることにより、収入確保や経費節減など、団体の経営努力を促すことが期待できる。</p> <p>また、利用料金の額を条例の範囲内で団体自らが設定することも可能である(地方公共団体の事前承認が必要)。</p>	<p><u>地方自治法(抜粋)</u></p> <p>(公の施設の設置、管理及び廃止)</p> <p>第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。</p> <p>3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。</p> <p>4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。</p> <p>6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p> <p>7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。</p> <p>8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。</p> <p>10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p>
--	---